

アクシデントマネジメント（AM）整備の経緯

【アクシデントマネジメントに関する方針の提示】

平成 4 年 5 月 原子力安全委員会が、事業者に AM 整備を強く奨励。具体的方策及び施策について、必要に応じ、行政庁から報告を聴取するとした。

AM 整備の基本的な考え方（原子力安全委員会決定文等）

- ・原子炉施設の安全性は、現行の安全規制のもと、多重防護の思想に基づき厳格な安全確保対策を行うことによって十分確保されている。
- ・その結果、シビアアクシデントが発生する可能性は、工学的には現実に起ることは考えられないほど十分小さいものとなっており、原子炉施設のリスクは十分低くなっていると判断している。
- ・設備の大幅な変更なしに実施可能かつリスク低減に寄与する限りにおいて実施が奨励または期待されるべき。

平成 4 年 7 月 通商産業省(当時)が、事業者に AM 整備を強く要望。AM の内容等について、事業者に報告を求め、妥当性を評価するとした。

【アクシデントマネジメント計画の妥当性確認】

平成 6 年 3 月 当社は、当社原子力発電所各号機の AM 整備について、検討結果を通商産業省（当時）に報告した。

安全性をさらに向上させる上で検討すべき機能として、

- ・代替注水手段（復水補給水系、消火ポンプから原子炉へ注水できる構成）
- ・格納容器からの除熱手段（耐圧強化ベント）
- ・電源供給手段（隣接プラントからの電源融通） 等を摘出した。

平成 6 年 10 月 通商産業省（当時）は事業者が上記のように摘出し、報告した AM 策を妥当とし、原子力安全委員会に報告した。概ね 6 年を中途に AM 整備することを促すとし、許認可が必要とされないものについても整備状況を適宜通知することを求めた。

平成 7 年 12 月 原子力安全委員会は通商産業省（当時）からの報告（事業者の AM 策は妥当）を妥当と判断した。

【アクシデントマネジメント整備結果の報告】

この後、事業者（当社含む）は設備改造等の AM 整備を行い、整備後に整備状況と有効性評価を原子力安全・保安院に報告した（平成 14 年 5 月）。

原子力安全・保安院は事業者の報告を妥当とし、原子力安全委員会に報告した。